○農林水産省告示第四百十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の四第二項第一号、第百十八条の二第二項及び第百二十六条の三第二項の規定に基づき、平成二十九年一月三十日農林水産省告示第百六十号（漁船損害等補償法第百十三条の四第二項第一号、第百十八条の二第二項及び第百二十六条の三第二項の普通損害保険、漁船船主責任保険（特定塡補区分を除く。）及び漁船積荷保険の基本部分の純保険料に対応する部分の率の算定の基礎となる期間を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　漁船損害等補償法（以下「法」という。）第百十三条の四第二項第一号の規定に基づく普通損害保険の基本部分の純保険料に対応する部分の率（以下「純保険料率」という。）の算定の基礎となる期間は、平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの期間とする。	一　漁船損害等補償法（以下「法」という。）第百十三条の四第二項第一号の規定に基づく普通損害保険の基本部分の純保険料に対応する部分の率（以下「純保険料率」という。）の算定の基礎となる期間は、平成十三年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間とする。
二　法第百十八条の二第二項の規定に基づく漁船船主責任保険（特定塡補区分を除く。）の基本部分の純保険料率の算定の基礎となる期間は、平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの期間とする。	二　法第百十八条の二第二項の規定に基づく漁船船主責任保険（特定塡補区分を除く。）の基本部分の純保険料率の算定の基礎となる期間は、平成十三年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間とする。
三　法第百二十六条の三第二項の規定に基づく漁船積荷保険の基本部分の純保険料率の算定の基礎となる期間は、平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの期間とする。	三　法第百二十六条の三第二項の規定に基づく漁船積荷保険の基本部分の純保険料率の算定の基礎となる期間は、平成十三年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間とする。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第四百十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の四第二項の規定に基づき、平成二十九年一月三十日農林水産省告示第百六十一号（漁船損害等補償法第百十三条の四第二項の農林水産大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　漁船損害等補償法第百十三条の四第二項第一号の率（以下「通常純保険料率」という。） ㈠　全損、分損及び救助費を塡補の対象とする場合	一　漁船損害等補償法第百十三条の四第二項第一号の率（以下「通常純保険料率」という。） ㈠　全損、分損及び救助費を塡補の対象とする場合

漁業等の種類	船質	無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船	総トン数五トン以上の動力漁船			
			総トン数五トン以上十トン未満	総トン数二十トン以上五十トン未満	総トン数五十トン以上百トン未満	総トン数百トン以上二百トン以上
近海等漁業（Ⅰ）	木船	三・二三％	二・四八％	一・二二％	一・四七％	二・一六％
	鋼船	一・七五％	一・二六％			〇・八一％
近海等漁業（Ⅱ）	木船	二・〇六％	一・八二％			
	鋼船	一・九一％	一・八三％			
内海漁業	木船	二・八三％	二・五〇％			
	鋼船	一・六七％	一・〇四％			
内湾及び内水面漁業	木船	二・四六％	二・三〇％			
	鋼船	一・七六％	一・二八％			

漁業等の種類	船質	無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船	総トン数五トン以上の動力漁船			
			総トン数五トン以上十トン未満	総トン数二十トン以上五十トン未満	総トン数五十トン以上百トン未満	総トン数百トン以上二百トン以上
近海等漁業（Ⅰ）	木船	三・三三％	二・六六％	一・四〇％	一・七五％	二・一九％
	鋼船	一・七九％	一・三四％			〇・八一％
近海等漁業（Ⅱ）	木船	二・一二％	一・九五％			
	鋼船	一・九七％	一・九七％			
内海漁業	木船	二・九二％	二・六八％			
	鋼船	一・七二％	一・一〇％			
内湾及び内水面漁業	木船	二・五四％	二・四七％			
	鋼船	一・八一％	一・三六％			